

令和7年鉾田市農業委員会3月定例総会議事録

日 時	令和7年3月25日（火）午後2時00分					
場 所	鉾田市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	6番 海東 一 7番 草野 克信					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について 議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 6 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について					

	議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第 9 号 令和 7 年度農作業臨時雇標準賃金の決定について 議案第 10 号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し（案）及び最適化活動の目標の決定について 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 2 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可の取り消しについて 報告第 4 号 農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について 報告第 5 号 鉾田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について そ の 他
事 務 局	定刻となりましたので、令和 7 年鉾田市農業委員会 3 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは、お疲れさまでございます。3 年間、皆さんと農業委員をやってまいりました。今年度で、今日が最後でございますので、いろいろ皆様にはお世話になりました。定例総会のほうも 3 年間、皆様のご協力によりまして円滑な審議ができて非常によかったと思っております。これからも農業委員会を離れる方もいらっしゃると思いますけれども、離れても市の農業の発展のため、またいろいろ農業委員会で学び得たことも地域にひとつ貢献していただいて、鉾田市のためにひとつ頑張っていただければいいなと思っております。本当に長いようで短い 3 年間でございましたけれども、退任される方は本当にご苦労さまでございました。 それと、この間、新聞に載っていましたが、■■■■さんの接ぎ木の映像が随分放送されて、私もこれ写真見て、すぐ市役所のほうに連絡して、市に対して、やはりこういうメロンの若い人の育成、育てるということは、非常に一番喜ばしいことだなと思っております。これからもひとつ引き続いて頑張ってください。よろしく願いいたします。 それと、前回の総会でも言いましたけれども、やはり米が高騰して、非常に高い高いと言っています。また、政府が備蓄米を放出し

ても、なおかつ昨日のニュースでは、まだ5キロで四千幾らとかで上がってきているような感じでございますけれども、やはりこれは異常だなと私も感じております。一番最初に1俵当たり高くて4万5,000円くらいならば、まだそれくらいでは田んぼをやる方も非常にこれからだんだん増えて、農家にとってもいいし、消費者にとってもいいと思っております。やはりこの間言ったように、1俵4万5,000円という非常に高いと思っておりますけれども、1俵あれば家族5人で大体1か月以上はもちますよね。1か月どころではない、2か月から2か月半、そういう形でもつ。茶わん1杯の値段が35円弱、四十二、三円ということで計算してみたら、そこら辺が平均だそうでございます。それで3食を賄えば、1人当たり100円か120円以内で収まる。そういう形で米が高い高いといっても、やはり米は1年に1回しか取れないということで、この間も言ったけれども、缶コーヒーを1度販売機で買うには130円もする。これをオートメーションで毎日毎日作って、天候に左右されないで、非常にこれはいい。

だけれども、米に関しては、そういうようなことはできない。天候にも左右される。それと、台風で倒される。水害が起きれば、またそれでも被害をこうむる。畑と田んぼがどう違うかといったら、田んぼを持っている人は1反歩1万3,000円から1万5,000円くらいの土地改良区に納める金額が発生するのです。畑はそういうことないですけれども、そういうふうなことで田んぼは非常にお金がかかる。ですから、やはりこのくらいの単価でなければ駄目だと私も思っております。

それと、私ごとで、この間、 参議院議員が、来週、 に会うから、会長、何か言いたいことありますかと電話かかってきたものだから、やはり今言った米1杯は35円から40円前後で、大体1杯にすればそのくらいの値段で食べられるから、そのことを言って、それともう一つ、農業委員会の非常に権限、農地に関しては農業委員会が、たとえ総理大臣が農地を買うにしても、売るにしても、農業委員会の許可がなければ売買できないということで、それほど重要な仕事を農業委員会はやっている割には、外国人が農地を取得するに当たって、随分そっちこっちで買っていて、それで農業委員会に手続きに来れば、この書類では大体通す、通さなければならぬ。外国人だからということで通さなかった場合に、訴訟を起こされた場合には農業委員会は負ける。そういうときに、訴訟を起こされたときには、国がやはり全面的にバックアップして、なるべく国がひとつフォローしてくれるような、そういう農業委員会の強化を図ってもらいたいということもお願いしましたらば、早速、私、テレビ中継見ていましたらば、農業委員会の強化の話を一応してくれて、農水省の役人が後で検討するという話で答え

		ていましたけれども、やはりそういったことで農業委員会そのものも訴訟を起こされた場合に、バックアップの非常にそういうことが国がやってくれなければ駄目だということをお願いした場合は、そういうことを言ってくれたということは非常によかったなと思っております。 これからもそういうことで、農業委員会に対して皆様にいろいろなアドバイスなり、またいい点、悪い点あればどんどん言っていただいて、そういう形で国のほうにもひとついい方向で働きかければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 最後になりましたけれども、今回、皆様の慎重審議、ひとつよろしく願いしまして挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。
事	務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。よろしくお願いいたします。
議	長	それでは、ただいまの出席委員は23名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会3月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、6番 海東一 委員、7番 草野克信 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名

		いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 15番, 窪伸衛委員から, 欠席する旨の届出がございましたので, ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利 の設定, 移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号26番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事	務	局
		番号1番から番号26番まで, ご説明いたします。申請件数につきましては26件, 地目, 田10筆, 畑22筆, 計32筆。面積は4万3, 223平方メートルでございます。契約内容につきましては, 売買16件, 普通贈与6件, 交換3件, 特定遺贈1件となっております。いずれの案件につきましても, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。存じます。
		以上でございます。
議	長	それでは, 番号1番について地元委員の説明を求めます。
海	東	一 委 員
		6番, 海東です。申請番号1番について説明をいたします。 譲受人, ■■■■■さんと譲渡人, ■■■■■さんは知人の関係でございます。このたび, ■■■■■さんは農業経営拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■■さんは, 野菜等を中心とした農家であり, 経営面積も16ヘクタールあ

議 長 平沼要司委員	り、家族2人で熱心に農業に取り組んでおります。畑作を増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いましたので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。 続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。 8番、平沼です。申請番号2番についてご報告をいたします。 譲受人、■■■さんは、譲渡人の■■■さんの■■■さんに農地を買って欲しくないと言われ、■■■さんとは知り合いということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、作物、ニンジンなどを中心とした農家であり、経営面積も1.2ヘクタールあり、■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ニンジンを増産するために申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 長峰克巳委員	続きまして、番号3番について、地元委員の説明を求めます。 9番、長峰です。3番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、親戚の間柄でございます。このたび、■■■さんと■■■さんで売買契約が円満にまとまったそうです。■■■さんが作っている作物は、主に大根、白菜などを中心とした農家であり、経営面積も27アールあります。これからも大根、白菜を増産するために、申請地を取得したいということでございます。 以上の理由から譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと認められます。つきましては、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求め

大貫修一委員	ます。 19番、大貫修一でございます。4番についてご説明したいと思います。 ■■■■さんと■■■■さんは、同じ■■■■集落の知人同士であります。この案件は、安全面を踏まえたら■■■■さんのうちの先に■■■■さん名義の土地がかかっており、ずっと■■■■さんが地代を払っていたのですが、このたび、いつまでもそんなことでは仕方ないから、■■■■さんのうちの畑を■■■■さんに1反7畝ですか、大体。やって、交換しようということで話が決まったという次第であります。現在、■■■■さんのお宅の■■■■さん名義の土地にはうちが建っており、もうどうしようもない状態でありまして、仕方ないということで、■■■■さんは言っておりました。30年前からという話を■■■■さんは記憶していましたが、この案件については何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。 続きまして5番ですが、■■■■さんと■■■■さんの間柄は親子でございます。ニラ、ニンジンなどを作りまして、■■■■ですから、ちょっと離れた土地に今現在住んでいますが、■■■■さんの住所の隣に約3ヘクタールくらい農地がありまして、そこにおきまして、トラクターではなく耕運機が置いてありまして、ジャガイモを作っているのだと。野菜が高くなってきたために、家庭菜園にちょうどいいと言っていました。場所的には、奥の■■■■小から安房に、北通りに行く途中の■■■■でやっている■■■■の施設のちょっと先の左の2階なのですけれども、何ら問題ない案件と思いますので、よろしくお願いします。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。6番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは、知人を介した仲だそうです。今までも■■■さんが作れなかった田んぼを■■■さんが耕作していたようです。なお、■■■さんは今、■■■市に在住で、贈与で得た農地を自分では耕作できないので、■■■さんに贈与の贈与ということで贈与して耕作してもらうことになったそうです。■■■さんは40代で、家族とアルバイトさんで稲作を中心に作付していて、冬はネギを作っている専業農家さんです。贈与されれば、田はそのまま米を作るとのことです。問題はない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議長	続きまして、番号7番から番号10番について地元委員の説明を求めます。

永井司委員	5番, 永井です。7番について説明いたします。 ■■■さんと譲受人の■■■さんは知人の間柄でありまして、このたび、■■■さんから農地を買って欲れないかということで売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。 8番について説明いたします。■■■さんの土地を■■■さんが耕作しておりまして、このたび、買って欲れないかということで、やっぱり■■■さんが了解して売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。 9番について説明いたします。9番も■■■さんが、やっぱり■■■さんに畑を作ってもらっている関係上、今回、一緒に買って欲れないかということで売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。 10番について説明いたします。10番は、■■■さんの土地を3筆あるのですが、3筆とも■■■さんの土地の近くであるので、今回、深作さんに買って欲れないかということで売買が円満にまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。
議 長	続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番, 菅谷です。11番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは親戚の間柄です。■■■さんが定年を迎え家庭菜園から農業を始めたいとのことで■■■さんに話したところ、■■■さんのおじさんが■■■さんなので、おじさんがそうしたいならば贈与でそのままあげるよという話がまとまったそうです。■■■さんが菓物の作付をして、自家消費以外を販売したいとのことです。問題のない案件と思ひれますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号12番から番号14番について地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	17番, 関根です。12番について説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは知人の間柄でございます。今回、贈与ということになります。所在地の■■■、■■■の隣です。畑3筆で2反6畝ばかりで、農業経営規模拡大というので、そういう予定になっています。既に農地を取得しております。この案件は、事務局と一緒に14日の日に現地を確認しております。問題ないと思ひますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 小沼藤雄委員	13番について、■■■■■さんと譲受人、■■■■■さんは知人の間柄でございます。今回、贈与するので、畑1筆、1反5畝、500平米、農業経営規模拡大ということで、12番とこのことは控えさせていただきます。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続いて、14番について説明いたします。譲渡人、■■■■■さんと譲受人、■■■■■さんとは知人の間柄でございます。畑3筆、6反8畝、812平米、持分の2分の1、■■■■■さん、遺言書を執行者、■■■■■さん、遺言により遺贈されたためです。■■■■■さんは近くの■■■■■さんと■■■■■さんの協力の下、一緒に農業を現状行っております。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、番号15番から番号22番について地元委員の説明を求めます。 20番、小沼です。申請番号15番についてご説明いたします。譲受人の■■■■■さんは、先月も何件か案件が出てきまして何か所も田んぼを買ったのですけれども、前も説明しましたけれども、■■■■■さんの奥さんである■■■■■さんという方が、■■■■■中学校の裏、幼稚園の近くで外国人向けの店をやっている、■■■■■さんは、営店しましたトラクターや播種機などを置いてありまして農業をやっているということです。 譲渡人の■■■■■さんと■■■■■さんの関係は、■■■■■さんという方の紹介ということで、円満に売買が成立しまして、早速、耕作放棄地であった田んぼをきれいにしていまして、コマツナなどをまいています。 続いて、16番ですが、これも■■■■■さんの近くの田んぼなのですけれども、■■■■■さんが買い取っています。先ほどと計画的にして、きれいに耕して作付準備をしていました。 続きまして、17番の■■■■■さん、■■■■■さんちの隣地の田んぼなのですけれども、ここも■■■■■さんが円満に売買が成立しまして、現場もきれいに耕している状態です。 続きまして、18番、■■■■■さんですが、この方も近くの田んぼで、現在、きれいに耕作、耕して作付準備をしている状態でした。 続きまして、19番の■■■■■さんですが、これは■■■■■さんと売買が円満に成立しまして、今も作付しているということです。 20番の■■■■■さんは、やっぱり■■■■■さんとの間に■■■■■の■■■■■さんが入りまして売買が成立していまして、現場も今きれいに耕してある状態です。 続きまして、21番、■■■■■さんも■■■■■さんと円満に売買が成
--------------------------	--

		立しまして、これまで耕作放棄地だったので、2メートルぐらいのヨシなんか出ていまして、今はきれいな形で耕作している状態です。 続きまして、22番なのですが、譲渡人と受人の■■■■さんと■■■■さんはいとこの関係でありまして、今回の■■■■さんが施設に入るということで、身寄りがないものですから、いとこの■■■■さんがいろいろと面倒見ていまして、施設に入ったことをきっかけに、この畑を売買したいということで、■■■■さんが経営規模拡大ということで、■■■■さんの畑を買い取って、円満に売買が成立しました。 以上です。
議	長	続きまして、番号23番、24番について地元委員の説明を求めます。
	井川栄委員	22番、井川です。23番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、地区の先輩、後輩というような間柄でございます。■■■■さんから■■■■さんに農業はもうやっていけないので土地を買ってもらえないかというお話があったそうです。そこで■■■■さんと話が円満にまとまったそうです。■■■■さんは花を主に花卉農業を専門的に作っている農家であります。現況も2ヘクタール以上あり、何ら問題ない案件と思われるので、よろしくご審議をお願い申し上げます。 続きまして、24番、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん。■■■■さんの自宅に隣接する土地が■■■■さんの畑でございまして、■■■■さんは■■■■をお父さんと、あと自分の後継者、息子さん、3世代で経営している、シメジなどを生産している農家であります。経営規模の拡大ということでして、隣地を取得したいということで円満に話がまとまったそうです。問題はない案件と思われるので、よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	続きまして、番号25番、番号26番について地元委員の説明を求めます。
	梶間幸一委員	24番、梶間です。25番、26番は同じ案件ですので、同時に説明いたします。 ■■■■さんと■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび、農地交換してお互いが耕作の利便性を図るため、交換が円満にまとまったということです。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号1番から番号26番について質疑に入ります。質

	疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	19番, 大貫です。13番の■■■■さんが譲ってあげたという話ですが, ■■■■在住という話ですが, ■■■■から来て, 鉾田に来て…
関根薫委員	やるそうです。本人の意思確認しました。
大貫修一委員	そうですか。大変ですね。
議 長	そのほかございませんか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号26番について申請どおり許可と決定することでご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1から番号26番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして, 議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番, 申請地, ■■■■, ■■■■, 地目, 畑, 面積620平方メートル。申請人, ■■■■, ■■■■

議 長 山口正重委員	。転用施設、車庫、車両転回広場82.22平方メートル。事由、養豚業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに養豚業に使用するバキュームカー、バックホーの車庫敷地及び車両転回広場として整備して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。 それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 16番、山口です。1番について報告いたします。 去る3月17日に16番、私と18番、海老原委員、19番、大貫委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域であるが、農業用施設を整備し使用するために、例外的に許可できる位置環境であり、農地区分は第1種農地と判断しました。 農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長 井川栄委員	それでは、調査員の説明を求めます。 22番、井川です。1番について説明いたします。 内容等は、今、事務局さんが説明したとおりなのですが、 さんは親の代からでは といいまして、親族、家族で養豚を営んでいる農家であります。以前から農地法の許可を得ずに車庫と旋回場などを利用していましたので、このたび、転用の申請をいたしましたということです。 は、先ほど言ったように子供の代まで養豚経営に携わっていきまして、地元では臭いは強いのですが、経営としては安定している経営体でございます。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議をお願いします。 遅れましたけれども、地図は1ページの左側です。上のほうは、 の県道16号線になりまして、 のグラウンド入り口から鹿田方面に向かいまして1キロ弱の右側のところが現地になります。現地調査の皆さん、大変ご苦労さまでした。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、許可を受けた土地、[REDACTED]、田、352平方メートル。同じく[REDACTED]、田、285平方メートル。計2筆、637平方メートル。転用事業者、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。転用施設、資材置場、仮設事務所13.70平方メートル。事由、茨城県発注の歩道整備工事が工期延長となったため一時転用期間を延長したい。変更前、令和6年11月1日から令和7年3月31日までの一時転用から変更後、令和6年11月1日から令和7年5月31日までの一時転用。当初の許可年月日が令和6年10月25日。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。

海老原康廣委員	18番, 海老原です。番号1番についてご報告いたします。 場所については, 地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いいたします。 申請地は, 住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり, 第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として計画変更の承認は可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番, 菅谷です。1番についてご説明いたします。 現地調査の皆様, 大変ご苦労さまでした。場所は, 地図1ページ右側になります。鹿行大橋交差点を大洋支所に向かい約1キロ地点の左側になります。この案件は10月の定例総会に申請のあった歩道整備工事に伴う資材置場, 仮事務所を造るということの申請でした。工期が延長になるため, 転用を延長したいとのことです。期日は5月31日までとのことです。問題がない案件と思われるので, よろしくご審議お願いいたします。
議長	それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり承認することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することに決定いたしました。 (議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について)

議 長	議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、売買。申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積221平方メートル。譲受人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。譲渡人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 外1名。転用施設、農業用駐車場221平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに、耕作している農地の隣接地を農業用駐車場として整備して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既にご使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。申請番号1番について報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設を整備し使用するために例外的に許可できる位置環境であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。現地調査委員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図2ページ左側です。県道110号線舟木街道ですか、 XXXXXXXXXX の十字路を鉾田から来まして右へ800メートルくらい行きますと小さな十字路があるのですが、その十字路を右へ曲がりまして1キロくらい行った左側です。 XXXXXX さんは、ハウレンソウ、コマツナなどを栽培して、ハウスなどを中心にして野菜を作っている農家であります。 譲渡人の XXXXXXXXXX さんは XXXXXX さんちの近くが実家で、 XXXXXX にお嫁に行った方で知り合いだということで、事務局からの説明がありましたように許可を得ずに駐車場として利用していたということで、始末書添付なのですが、問題ない案件かと思われますので、よ

		ろしくご審議をお願いいたします。
議	長	それでは、番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号２番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局 番号２番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積２９１平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、９９．３７平方メートル。事由、現在、借家に住んでおりますが、子供が成長し手狭なため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。 なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明をお願いいたします。
山口正重委員		１６番、山口です。申請番号２番について、地元委員も兼ねて説明いたします。 場所は、地図２ページの右側になります。県道１１０号線にある[REDACTED]の交差点を[REDACTED]のほうに曲がり５０メートルくらい行った左側、道を挟んだ[REDACTED]反対側の場所になります。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第２種農地と判断しました。農地転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画性面積ともいずれ

議 長 山口正重委員	は、現地調査意見書を御覧いただききたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
	16番、山口です。4番について報告いたします。 場所については、3ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。 申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積ともいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので報告いたします。
議 長 井川栄委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 22番、井川です。4番について説明いたします。現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。
	場所は3ページの右側です。涵沼がありまして、 のグラウンド等の施設が上のほうにありますけれども、 の入り口から茨城町方面に向かいまして200メートルぐらい右の右側が申請地になっております。申請地の左側は譲受人、 さんの自宅兼資材置場兼事務所、そのような状況になっております。このたび、 さんが隣地の さんに自分の敷地が狭くて、資材置場がなくて手狭になっているということでお話をしたところ、了解を得まして円満に売買がまとまったということでありす。 さんは、とび職、とび土工業、足場などの設置をやっている事業所でございます。現在、後継者の息子さんも、その上で生活していたのですが、現在も一緒に事業をやっているそうです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号5番、権利、売買。申請地、[REDACTED]の一部、 地目、畑、面積220平方メートル。譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。 転用施設、進入路220平方メートル。事由、現在住んでいる自己 住宅敷地の進入路の利便性が悪いため申請地に新たな進入路を整 備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきた いと存じます。
		以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねており ますので続けてお願いします。どうぞ。
大	貴	19番、大貴です。5番について説明をしたいと思います。報告 いたします。
修	一	場所については、地図4ページの左側の位置になります。
委	員	申請地の農地区分は、第2種農地と判断しました。農地転用許可 基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積 等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたの で、報告いたします。
		なお、地元委員も兼ねておりますので、地元委員として説明した いと思います。場所は、先ほど申しましたように地図4ページの左 側なのですが、[REDACTED]がありまして、その北側に[REDACTED] のセルフスタンドがありまして、その隣に[REDACTED]がある、その 脇道を県道から西に向かって100メートル行った場所になります。
		[REDACTED]さんは、皆様もご存じのように前に農業委員会の局長を やっていた方でありまして、[REDACTED]さんとは本家、分家の間柄だ そうです。[REDACTED]さんは、この道の手前に住んでいまして、奥の ほうに息子さんがいて、息子さんの家から出入りするのにちょっと 何かなということで、家の後ろ側に[REDACTED]さんから5メートルほど畑 の道を譲ってもらって通路として使いたいというお話でありまし た。空いている畑は[REDACTED]さんは前に酪農をやっていたのですが、酪

議 長	農をやめてしまい、今は何も作っておらない状態であります。何ら問題ない案件と思いますので、よろしくご審議ください。
議 長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX、 地目、畑、面積472平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX、 XXXXXX、XXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転 用施設、自己住宅、94.40平方メートル。事由、現在住んでいる住宅が老朽化したため、隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	現況調査員の大貫でございます。6番についてご報告いたします。 場所については、地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。 申請地の農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。 なお、続きまして地元委員さん、よろしくお願いします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	9番、長峰です。6番についてご説明いたします。現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。 場所は、地図の3ページの右側になります。これも水色になっているところがありますが、[REDACTED]のゴルフ場の池になります。このゴルフ場の辺りから500メートル弱くらい進んだところを左に入った赤いこれが場所でございます。ちょっと分かりづらい感じでございます。 借受人の[REDACTED]さんと貸付人の[REDACTED]さんは親子の関係です。このたび、現在居住している住宅が老朽化しているため、現在の住居に隣接する申請地に自己住宅を建築したいということです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号7番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積2,142平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積480平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積480平方メートル。計3筆、3,102平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]外2名。転用施設、配電用変電施設20平方メートル。事由、電気事業を営んでおりますが、申請地に配電用変電施設を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたい

議 長	と存じます。 以上でございます。
大貫修一委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 19番、大貫です。7番について報告いたします。 場所については、地図5ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断いたしましたが、土地収用法を使用することができる事業のため、例外的に許可できると判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 新堀隆委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 1番、新堀です。申請番号7番について説明いたします。 現況調査員が申しましたように、5ページの左側になります。場所は、XXXXXXXXXXの近くの県道交差点がありますが、ここからXXXXXX小に向かって約300メートルの位置にあります。県道と農道の間に挟まれた三角形のやや周りからはちょっと低い土地になります。譲受人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXさんが、急増している太陽光発電などの電力調整のために変電所空白地帯に当たる主体として土地を探した結果、譲渡人、XXXXXXさん外2名の土地を購入して変電所を建設したいとのこと。周辺の地権者13名から承諾の許可を得たそうです。問題のない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 箕輪美代子委員	それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。 23番、箕輪です。ここに出ています土地収用法というのは、どういう法律でしょうか。
議 長 事 務 局	事務局、どうぞ。 土地収用法は、いわゆる公共的な事業をする場合に適用される法律でありまして、こちらに適用する事業の中には電気事業等が入っております。こちらのほうの規定で具体的な許可という形になります。通常は自己住宅など集団接続の連檐等で例外的になるのです

	が、この変電施設というのはそれには該当できないので、土地収用法のほうの例外規定を当てはめて、今回、法的な許可という形になっております。 以上です。
箕輪美代子委員	あと一つよろしいでしょうか。これ面積が3,000平米以上あるのですけれども、この場合、道路から低い、恐らく土を入れるのですけれども、この場合、土を入れる場合県のほうの許可というのは必要なのですか。
事務局	一応申請のほうでは、盛土等は特にやらずに砕石と多分アスファルトでということなのですが、一応そちらについてはもう一度確認は取ってみます。もし仮に土の盛土をされるという場合には、県のほうの届出であったりとかというのは必要になってくるので、その場合、こちらの土地、そうすると3,000平米なので、こちらの件については県の常設審議委員会の諮問案件でもありますので、まだ今回の総会では許可とはならないという形にはなります。 以上です。
箕輪美代子委員	分かりました。
議長	そのほか質疑どうでしょうか。ございませんか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
議長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号8番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積29平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、

		畑，面積364平方メートル。計2筆，393平方メートル。譲受人， XXXXXXXXXX ， XXXXXX 。譲渡人， XXXXXXXXXX ， XXXXXX 。転用施設，自己住宅，92.74平方メートル。事由，現在住んでいる住宅が老朽化したため，隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員		18番，海老原です。番号8番についてご報告いたします。 場所については，地図5ページの右側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いいたします。 申請地は，住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり，第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。
議	長	それでは，地元委員の説明を求めます。 どうぞ。
菅谷美尚委員		4番，菅谷です。8番についてご説明いたします。 場所は，地図5ページ右側です。県道242号線大蔵交差点を鹿嶋方面に向かい約600メートル地点を左折，250メートル地点を右折し，50メートル左側になります。譲渡人， XXXXXX さんと譲受人， XXXXXX さんは，友人関係だそうです。 XXXXXX さんが住んでいる住宅が老朽化したため， XXXXXX さんに相談したところ， XXXXXX さんの住宅の隣にある農地を譲り受ける話が円満にまとまったそうです。自己住宅を建設したいとのこと。問題はない案件と思われますので，よろしくご審議お願いいたします。
議	長	番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]。畑、655平方メートル。申請人、[REDACTED]，[REDACTED]。事由、高低差解消。期間は令和7年10月14日までとなっております。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫です。1番について報告いたします。 場所については、地図の6ページの左側の位置です。申請地は道路との高低差がある用地の解消をするための工事でありまして、道路からかなり低いと感じられました。農地改良制度の要件から判断しまして農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	7番の草野です。1番について説明いたします。現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。 報告どおりでございます。申請地は、地図6ページの左側です。県道茨城鹿島線を北上して、[REDACTED]交差点の500メートル先を右

		折しますと、地図右下から中央に走る道路になり、そこを400メートル先を左折して、50メートル先の左側になります。 ■さんはハウレンソウを中心に大規模農家で、今回、申請地が道路よりかなり低いため、土を入れて道路と同じ高さにして高低差解消を図り、ハウレンソウを栽培するそうです。土は玉造地内で関電工発注工事で発生する土砂を使用するそうです。問題ない案件ですので、ご審議よろしく願いいたします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、届出地、■■■■■■■■■■の一部。畑、2,892平方メートル。申請人、■■■■■■■■■■，■■■■■■■■■■。事由、高低差解消。期間は令和7年10月14日までとなっております。なお、この案件は令和6年12月25日に農地法第4条の許可があったものですが、規模の縮小により、今回の報告第3号にあります。許可の取消しをして、農地改良協議を行うものとなっております。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員		18番、海老原です。番号2番について報告いたします。 場所については、地図6ページの右側の位置です。詳細につきましては、地元調査委員、よろしく願いいたします。 土地の高低差のある農地の解消をするための工事であり、農地改良制度の要件から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断

	いたしましたので、ご報告いたします。
議 長 梶間幸一委員	地元委員の説明を求めます。 24番、梶間です。3番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図6ページの右側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、[REDACTED]の信号を左折して500メートルくらいのところの[REDACTED]小学校予定地の隣になります。この案件は一度許可がありましたけれども、面積の関係上、着工まで時間がかかるということで、今回、やっと半分の面積で申請をしたいということです。問題のない案件と思いますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号3番、届出地、[REDACTED]。畑、822平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。事由、田畑転換。期間は令和7年9月30日までとなっております。 以上でございます。
議 長 山口正重委員	現況調査員の調査報告を求めます。 16番、山口です。3番について報告いたします。 場所については、地図7ページの左側の位置です。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。 申請地は、涸沼の近くで、涸沼の水が湧いてくるような低い田んぼでした。このたび、道路との高低差というよりも水が下から湧い

議 長 井川栄委員	てくるために農地を改良する行為であり、農地改良制度の要件から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。 22番、井川です。現地調査の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は、7ページになります。申請者、■■■■さんは、フリルレタスカット野菜の契約栽培を大規模にやっている農家で、息子さん2人と一緒に経営しているいろいろな優秀な農家であります。このたび、申請地に客土をして、客土就農緩衝栽培をしたいという申請であります。土は箕輪地内の赤土を運ぶということになっております。問題ない案件とと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号3番を協議どおり同意することに決定いたします。
議 長	(議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について) 続きまして、議案第6号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。

議 長	番号1番から番号5番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号5番まで説明いたします。 番号1番，土地の表示，■■■■■■■■■■，畑，2，626平方メートル。同じく■■■■■■■■■■，畑，5，641平方メートル。計2筆，8，267平方メートル。願出人，■■■■■■■■■■，■■■■■■■■■■。 続きまして，番号2番，土地の表示，■■■■■■■■■■，畑，1，544平方メートル。願出人につきましては，番号1番と同一でございます。 続きまして，番号3番，土地の表示につきましては，番号2番と同一でございます。願出人，■■■■■■■■■■，■■■■■■■■■■。 続きまして，番号4番，土地の表示，■■■■■■■■■■，山林，1，506平方メートル。同じく■■■■■■■■■■，畑，2，626平方メートル。同じく■■■■■■■■■■，畑，5，641平方メートル。計3筆，9，773平方メートル。願出人，■■■■■■■■■■，■■■■■■■■■■。 続きまして，番号5番，土地の表示につきましては，番号2番と同一でございます。願出人につきましては，番号4番と同一でございます。こちらは全て公売になりまして，入札期日，令和7年4月7日から令和7年4月15日まで，開札期日，令和7年4月22日となっております。 以上でございます。
議 長	それでは，番号1番，番号2番について地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	番号8番，平沼です。申請番号1番と2番が同じ申請人なので，1番，2番まとめてご報告をいたします。 1番，2番について説明します。申請人，■■■■■■■■■■さんが公売に参加するために買受適格証明書の申請です。■■■さんは■■■市に住んでおられますが，夫の実家が鉾田市の■■■■■■■■■■にあるため，落札ができたなら■■■■■■■■■■を拠点として耕作をしたいそうです。■■■さんは，現在，農家の手伝いを主の仕事としており，■■■市の住宅を借りて農機具等の確認もして，耕作をするのに問題ないことを確認しました。 なお，■■■市と■■■市で農地を借りており，葉物を生産しているそうです。今回，農地が借り受けできましたら，ビニールハウス等を建てて，冬場安定して葉物を出荷したいと言っていました。以上のようなことから，申請人は常時農業に従事しており，取得後も耕作の事業を行うと認められたため，買受適格証明書を発行すること

	に問題ないと思われますので、つきましてご審議のほどお願いします。 す。
議 長	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 どうぞ。
森作秀裕委員	10番、森作です。3番について説明いたします。 願出人、■■■■さんは、鉾田市の■■■■に住まわれていまし て、農業のほうは17アール、家庭菜園並みの畑を耕作しているそ うです。確認したところ、トラクター等も持っており、年齢的にも 70ちょっと過ぎたぐらいの方で、まだまだ元気に農業はできるか なと思われます。また、買い入れた場合に、食べ切れない場合には、 直売所とかそういうこともやっていきたいという希望を持ってお りました。買受適格証明について問題はないと思われますので、よ ろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求め ます。
永井司委員	5番、永井です。4番、5番について説明いたします。 買受適格証明書交付につきまして、■■■■さんはおやじさんと兄 さんに作業機械を手伝ってもらいながら農業をしておりますので、 何ら問題ないと思われますので、よろしく審議お願いしたいと思 います。
議 長	それでは、番号1番から番号5番について質疑に入ります。質疑 を許します。どうですか。 どうぞ。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。番号1番と2番の■■■■さんというのは■■■■ の方ですか。
平沼要司委員	■■■■の方です。
箕輪美代子委員	公売に落札した場合に、今■■■■に住まいがあるでしょうけれど も、本当の実家がこちらにあっても■■■■から通うのですか。
平沼要司委員	いや、こちらの■■■■のほうに住まいを移したいと言っていました。 遠いので通い切れないので、■■■■のほうに移すと言っていました。

箕輪美代子委員	分かりました。
議 長	私からもちっと聞きたいのですけれども、これ■■■■さんの旦那は日本人と言いましたよね。
平沼要司委員	そのようです。実家が■■■■ですから。
議 長	旦那も同じ日本人名乗っているのかな。旦那も住所も別々なのかな、旦那はどうしたの。
平沼要司委員	一緒だと思いますけれども。
大貫修一委員	夫婦別姓かな。
議 長	いや、私、なぜそれを聞くかというのは、やはり私の知っている人でそういう人がいたのです。■■■■へ行って結婚식을盛大にやって、結婚式の費用も全部■■■■の人がみんな持ってくれてやったのです。それが1年に一遍しか会わないのだよ、会っていないな、その旦那は。だから私のほうは、これそういう知っている人だから、友達同士で偽装結婚だったということで一応騒いだわけなのですけれども、本人がやっぱり15年か20年1人で生活していたけれども、死んでしまったよ。だけれども、その女の方は旦那と結婚したのだから、国籍は取得してしまったから、だからこの案件も■■■■に住所があるわけだよね。旦那さんも■■■■にも住所があるのか、それとも旦那さんは鉾田の住所なのか、あと結婚して名字がどういうふうになっているかというのが、そういうことが結構これなと思ってしまっているから、鉾田市ならいいけれども、外国人が農地を取得するに当たって、これからやはり育った環境が我々日本人と違うわけだから、適正にそれを守ってやってくれば一番いいのですけれども、それが途中でやはり生まれたところが違うからいい案配やられたときに、隣の畑なんか埋められたり、そういうところがやはりちょっと懸念されるから、私、今それで聞いたのです。これ後で事務局で調べてもらえば。
	いいです。どうぞ。
事 務 局	こちら申請の際に、この件、買受適格証明書を発行するのが■■■■さんなので、基本的に当人の方の情報以外は提出させることができないのです。余計な書類というのは申請人に負担させるということとはできないので、ただその住所の住民票であったり、ご名字という情報まではこちらでちょっと求めることができないというのもあるので、うちのほうでは把握できていないというのが現状であり

		ます。 ただ、平沼委員と事務局のほうで現地調査を行い、■■■■まで行ってきたのですが、そのときに一緒に旦那さんも対応していただいて、お話を聞くことができたので、基本的にはいらっしゃって、一緒に農業をやるというお話を聞いてきたので、一応平沼委員さんと事務局の判断としては、取得した場合にできるのではないかなというような感触だったというような報告になります。 以上です。
議	長	一緒にやるようにしゃべらなければ、だって取得できない。そういうことがあったものだから、ちょっと気になったので聞いたのですけれども、そういうことでございますので、やはり今後もそういうことを注視していければいいなと思っております。 そのほか質疑のほうどうでしょうか。どうぞ。
	井川栄委員	今のに関連した質問なのですけれども、公売の案件の中で、1番の方と4番の案件は同じなのですけれども、4番は山林も含めた9,773なのですよね。1番は山林が含まれていないのですけれども、これで公売は成立するのですか。
議	長	どうぞ、事務局。
事	務	事務局 すみません。こちら井川委員がおっしゃるとおり、同じ同一の公売案件でございます。こちら■■■■さんのほうと■■■■さんのほうで筆の数が違う理由が、一応山林も公売のほうでは一緒に出ておりまして、この■■■■さんのほうは山林も開墾して農地として使うので、今回、申請書のほうに農地として加えて、申請のほうを出していただく形で、■■■■さんは山林のほうは農地として使わないので、筆のほうが入っていないので、ちょっと違うような形になっているということで、一応公売を出している裁判所のほうにも、この出し方で適格証問題ないかというのは確認は取っておりまして、問題ないということなので回答はいただいております。 以上です。
議	長	よろしいですか。
	井川栄委員	はい、ありがとうございます。
議	長	どうでしょうか、そのほか質疑のほう。 (質疑なしの声あり)

議	長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号5番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番から番号5番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することにいたします。 (議案第7号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	議案第7号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	申請件数につきましては、13件、合計で19筆、面積5万3,525平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借16筆、使用貸借3筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第7号を申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
	(議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第8号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては5名、筆数は12筆で、合計面積は6万6,822平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年3月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。

		(議案第9号 令和7年度農作業臨時雇標準賃金の決定について)
議 長		議案第9号 「令和7年度農作業臨時雇標準賃金の決定について」を議題といたします。
議 長		事務局の説明を求めます。
事 務 局		この案件につきましては、先月の定例総会の時に検討をお願いしたいということで、皆様に依頼した件でございます。ご意見等がありましたらご連絡願いたいとご依頼したところですが、特にご連絡がございませんでしたので、議案書のとおり上程いたしました。日雇作業につきましては、10月定例総会において変更しました額の8,040円を切り上げて、近隣市に合わせて8,100円とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長		これより質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員		19番、大貫です。この畑の部の一番下のマルチ張り6,500円、ちょっと安いのではないのかなと思って。
議 長		事務局、お願いします。
事 務 局		それでは、今の質問なのですけれども、今回の金額について先月、ご検討のほうをいただいて、ご連絡いただきたいということでしたが、特にご連絡なかったので、そのまま上げさせてもらっております。
議 長		大丈夫ですか。
大貫修一委員		大丈夫です。
議 長		それでは、質疑なしですか。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第9号 令和7年度農作業臨時雇標準賃金の決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (議案第10号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)及び最適化活動の目標の決定について)
議 長	続きまして、議案第10号 「農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)及び最適化活動の目標の決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	それでは、議案第10号について説明をいたします。 皆様のお手元に資料の1と資料の2というものが置いてあるかと思えます。まず、資料の1を御覧ください。指針につきましては、農業委員が改選に合わせて指針の見直しが必要になっております。こちらについては、令和12年度が目標ということで変わりませんが、現状と3年後の数字を見直ししております。文章につきましては、令和5年度の改正時から変更がないため、詳しい内容の説明につきましては省略させていただきたいと思えます。 続きまして、資料の2を御覧ください。こちらの最初のページは農業委員・推進委員の数や農地の面積が書いてあります。 2ページを御覧ください。こちらが毎年の計画を策定することとなり、現状の農地の面積と、これまでの農地の集積面積と集積率がありまして、その下に、今年度はこれだけの面積を増やす目標というふうになっております。こちらの数字につきましては、今現在、農業振興課のほうでこちら調査、集積率のほうを出している

		のですけれども、それがまだ集計途中なので、それが終わってから若干の修正等が出る可能性があります。修正がございましたら、4月の総会等において報告させていただきたいと思います。 次に、遊休農地の解消、こちらは直近の面積となります。 続きまして、次のページを御覧ください。新規参入の促進ということで、現状と目標がございます。3年間の平均の1割が目標となっております。その下が、一番身近な目標なのですけれども、最適化活動の活動目標ということで、1人当たりの活動日数、これは毎年お願いはしておりますが、月10日以上ということで、こちらも昨年に引き続きお願いしたいと思います。 それと活動強化月間、こちらは昨年と同じでございます。最後のページを御覧ください。新規参入相談会での参加目標ということで、こちらも昨年と同様となっております。基本的には、昨年度から大きく変わったところは特にございませんので、こちらのほうを3月総会で議決をしていただいて、4月に茨城県農業会議のほうに報告をする流れになっておりますので、よろしくご審議いただければと思います。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第10号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)について及び最適化活動の目標の決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)

議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	3件の届出がございました。13筆で面積につきましては合計で2万2,094平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	報告第2号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。3筆で地目、畑、面積1万7,648平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和7年2月18日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。 (報告第3号 農地法第4条の規定による許可の取り消しについて)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第4条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、畑、6,836平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。取

		消事由は、工事面積を縮小するため。取消年月日、令和7年2月20日。令和7年1月17日に許可した案件でございます。 以上でございます。 （報告第4号 農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について）
議 長		続きまして、報告第4号 「農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		贈与税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書につきましては1件、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては5件、不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては7件、証明する期間および交付日は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。会長専決処分により証明書の交付をいたしました。 以上でございます。 （報告第5号 鉾田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について）
議 長		続きまして、報告第5号 「鉾田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		農地利用最適化推進委員の選考につきましては、先月の総会にお

	いて6名の候補者選考委員が選任され、令和7年3月17日に鉾田市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、地区推薦が32名、公募がなしで、計32名、議案書記載のと通りの選考結果となりましたのでご報告いたします。 なお、農地利用最適化推進委員の選任（決定）につきましては、農業委員の改選後に開催される総会において議案として上程されることになります。 以上でございます。
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。
事 務 局 長	局長の鬼沢です。ちょっと市議会のほうが延びまして遅くなりまして申し訳ございません。 私のほうからは、3月12日の市議会第1回定例会におきまして、農業委員の人事案件が全会一致で同意されました。現職の農業委員からは14名の方が再任となります。再任された皆様には4月1日、午後1時30分から任命書の交付及び第1回臨時総会を開催予定でございますので、出席のほうをよろしくお願いいたします。 私のほうからは以上になります。
議 長	事務局、どうぞ。
事 務 局	それでは、資料の3というのがお手元にあるかと思うのですけれども、鉾田市農地賃借料情報につきましてお配りをしております。それでは、御覧いただきたいと存じます。 この賃借料情報につきましては、毎年作成することとなっております。今回、令和6年1月から令和6年12月まで、昨年1年間に契約されました賃貸借の契約に基づきまして、特殊な契約や使用貸借、そういった取引を除いて平均の金額を積算して作成いたしました。金額につきましては10アール当たり、田につきましてはデータ数が9件で、平均額が1万円、畑につきましてはデータ数が122件で、平均額が1万1,000円となっております。その他内容につきましては、お目通しのほどお願いいたします。 続きまして、その他の配ってあります送別会の決算書につきまして、こちらのほうでございます。そちらにつきましては、後で御覧いただきたいと思います。

議長	また、親睦会計上費のことなのですが、３年間積みまして、そちらのほうで今回、お配りしたいと思いますので、お帰りの際には事務局のほうにお寄りいただいて、ご氏名のほうを記入していただきまして還付をしたいと考えております。 以上でございます。
事務局	どうぞ。 今月、お配りになった新聞の記事ですか、こちら小沼代理のほうから記事があったということでコピーのほうをしていただきました。こちらのほう、山口委員のほうが載っておりますので、後でお目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。 以上でございます。
議長	事務局、どうぞ。 すみません、こちらで。今回で改選になるので、タブレットのほうを皆さんに毎月案件があるときにお配りしていたと思うのですが、充電のコンセントがちょっと数が足りなくて、もし皆様のご自宅であれば事務局のほうに届けていただきたいなと思ひます。こちらのほうで把握をしていなかったのも、こちらのほうでもしご自宅にあれば、そのまま返していただければなと思ひますので、すみませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上です。
議長	どうでしょうか、その他何かあれば。 (質疑なしの声あり) (感謝状贈呈並びに花束贈呈)
議長	では、その他のほうで何も無いようなので、続きまして感謝状贈呈及び花束贈呈がござひます。事務局からお願いいたします。
事務局長	このたび、３月３１日付をもちまして１０名の農業委員の皆様が退任されます。皆様におかれましては大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

議 長	初めに、永年勤続農業委員に対しまして感謝状並びに花束の贈呈を行いたいと思います。 永年勤続農業委員等に対する感謝状は委員を3期以上務め、退任する委員が対象となっております。 準備をいたしますので少々お待ちください。 それでは、もう2時間たっているから、暫時休憩のほうを5分ほど取りたいと思いますので、準備終わったらまた戻ってきてください。 休憩 午後3時57分 再開 午後4時02分
議 長	それでは、時間も刻々と過ぎておりますので、再開いたしますので、ひとつ皆さん静粛にお願いをいたします。
事 務 局 長	それでは、感謝状の贈呈と花束贈呈に移らせていただきます。 飯岡会長、前のほうにお願いします。 それでは、お名前をお呼びしますので、会長の前のほうにお進み願いたいと思います。 永年勤続農業委員は坪沼美知子委員でございます。坪沼委員、前のほうにお願いします。 坪沼委員は、3期9年間農業委員を歴任していただきました。
議 長	感謝状、坪沼美知子殿。 あなたは永年にわたり農業委員会業務に精励され、地域農業の振興と発展に寄与されました。その功績は、誠に多大でありますので、深く感謝の意を表します。 令和7年3月25日、一般社団法人茨城県農業会議会長、葉梨衛。 どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。
事 務 局 長	ありがとうございました。席にお戻りいただきたいと思います。 それでは、ここで坪沼委員からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
坪沼美知子委員	先ほどはどうもありがとうございました。 私ごとなのですが、私は3期9年間、中立委員ということでお世話になりまして、微力ではありますが、無事務めさせていただきました。ありがとうございます。 その間、多々ありましたけれども、農業委員会の事務局の皆様方、

事 務 局 長	そして各委員の皆様方のご協力の下に、無事務めさせていただけたのかなと改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。 また、今回、残留されます各委員さんにおかれましては、今後、ますますの活動を活発にされまして、銚田市発展のために寄与していただければと心より思っておりますので、頑張ってくださいと思います。 本当にお世話になりありがとうございました。また、このような記念品もいただきまして大変ありがとうございます。 ありがとうございました。長年の農業委員活動、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。 続きまして、退任される委員の皆様には花束贈呈に移りたいと思います。 飯岡会長、前のほうにお願いします。 それでは、お名前をお呼びしますので、前のほうにお進みいただきたいと思います。花束を受け取られましたら、席のほうにお戻りいただきたいと思います。
事 務 局 長	小沼 正 会長代理 新堀 隆 委員 宇佐見達夫 委員 海東 一 委員 平沼 要司 委員 森作 秀裕 委員 永井 俊齋 委員 小沼 藤雄 委員
事 務 局 長	農業委員活動本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。 なお、本日欠席の窪伸衛委員につきましては、事務局のほうから花束をお渡ししたいと思います。 続きまして退任される皆様よりご挨拶をいただきたいと思います。小沼代理から順次お願いしたいと思います。よろしくお願いします。
小沼正委員	農業委員として、会長代理として3年間、皆様方には大変お世話になりました。ちょっと物足りなかった代理かなと思いますけれども、この場を借りましてご勘弁願いたいなと思っております。 最後に、皆様方のますますのご活躍と農業委員会の発展を願い、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

新堀隆委員	3年間という期間でしたけれども、大変お世話になりました。私も本当に50年近く農業していますけれども、農地法に関してはほとんど何も無知の段階で、今まで農地法が関係したのは相続の件と、私の土地を賃貸借した件がございましたけれども、ほとんど専門の方にお任せして関わった記憶がございません。いろいろ本当にお世話になりました。 ちょっとおわびしたいのは、私、農業を退職して農協をやっているものですから、度々、何でも農協の役員になっているものですから、行事がちょっとかち合ってしまうと、何回か欠席、特に夕方の懇親会なんかは農協でも暮れとか年度末に結構あるものですから、欠席しましたので、どうも申し訳ございませんでした。
宇佐見達夫委員	42歳からですか、6年間2期、農業委員をやらせていただきました。本当にありがとうございました。何も分からない状態から農業委員になりまして、前に農業委員、おやじもやっていたのですけれども、3条と4条と5条だけ分かっていたら大丈夫だよという話だったのですが、結局、6年やってもそれが一番分からないような状態で辞めるような形になってしまうのですが、僕40代なのですけれども、若い世代の人、多分全然農地法のこと分かっていないと思うので、みんなにアドバイスできるような立場に少しでもなったらいいなと思います。 あと、旅行がちょっと1期目はコロナで、2期目は体調不良で行けなくなってしまったので、その辺ちょっと心残りのところではありますが、一番若いのに何で農業委員辞めるのって言われるのですが、最後にそういう選挙に出るために辞めるのではないというのはないので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
海東一委員	3年間、本当にお世話になりました。ありがとうございます。 私、土地改良という部門から代表として出ていまして、3年間やらせてもらったのですけれども、何が何だか分からないうちに3年間たってしまったというような感じでございます。 それで一つお願いなのは、農業委員になりまして、農業委員というのはどういうことをやるのか、講習会とかそういうのはないのでしょうか、会長どうなのでしょう。どこへ行っても最初にそういう立場に入ってくるといろいろあると思うので、講習会なりやってみてからスタートとしてもよいのかなと思っていたのですが、そのままずっと来てしまったというような感じで、ちょっと分からないことが多々ありました。本当にそういうところを皆さんにカバーしていただいて3年間やってきまして、ありがとうございます。

平沼要司委員	農業委員就任時は、最初の頃は何も分からず、事務局の皆さんにはいろいろ教えてもらいました。また、農業委員の皆さんにもいろいろご協力いただき、3年間の任期、何とか無事務めることができました。ありがとうございました。 あと、続投の農業委員さんには、銚田市の農業の発展のためにこれから頑張ってもらいたいと思います。ひとつよろしく願いします。 以上です。
森作秀裕委員	3年間、大変お世話になりました。これから先、まだ70スタートなので、ちょっとの間、現役でやっております。今後ともよろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございました。
永井俊齋委員	まず初めに、過日はいこいの村での送別の宴、また今日はこのような立派な花束をいただきまして本当にありがとうございます。 私は地区推薦から来まして、農業委員として1期3年僅かな期間ではありましたが、事務局はじめ会長、会長職務代理、さらには農業委員の皆様方のご協力により、大過なく職務を全うできたことに感謝申し上げます。また、来月からは農業推進委員としてお手伝いしたいと思います。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたしたいと思います。
小沼藤雄委員	小沼です。3年間、皆さんどうもありがとうございました。 今、県の水田の畑地化事業をちょっと今やろうということで、県のほうで申請していきまして、お金をもらうのは何か七、八百万のお金をもらうわけなのですけれども、残土とかいろんな許可申請が必要でなかなか大変です。それで7、8月に農業委員会のほうへ申請いたしますので、そのときは皆さん、ご協力お願いいたします。息子が何かやる気満々で、七、八十アールの田んぼを要らないから畑にしようということになりまして、もう30ヘクタール以上やっているからいいのではないかと思うのだけれども、何かまた畑を増やしてみたいです。 皆さん、どうもありがとうございました。
事務局 長	退任される委員の皆様におかれましては、これまで農業委員として誠にありがとうございました。今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。 ありがとうございました。
議 長	それでは、最後に挨拶をさせていただきます。 委員の皆様には、銚田市農業委員として3年という長い間活躍を

議 長	していただきまして、大変ご苦労さまでございました。 現在の農業委員は、新型コロナウイルス感染症が流行している中の令和4年4月1日に任命をされ、総会において密にならないように席の間隔を開けての開催や、交互の出席など当初の1年間は感染症の対応に苦慮しながら開催してまいりました。また、タブレットの導入や地域計画座談会、農地中間管理事業の業務の委託など、今までにない新たな取組が多かった3年でございました。 私ごとではございますが、委員の皆様にご理解とご協力を賜り、会長として務めることができました。誠にありがとうございました。 結びになりましたが、皆様の今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。甚だ簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうも本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。 それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。 午後4時17分 閉 会 署 名 人 議長（会長） _____ 6 番 委 員 _____ 7 番 委 員 _____
------------	--

